

大阪港の港湾事業継続計画(大阪港 BCP)

(案)

～直下型地震編～

平成 年 月

大阪港 BCP 協議会



# 目 次

	頁	
1. 基本方針 .....	1	第1回協議会
2. 実施体制 .....	2	
3. 被害想定と港湾機能の回復目標 .....	3	
(1)被害想定 .....	3	
(2)港湾機能の回復目標 .....	4	
4. 災害対応計画 .....	8	第2回協議会
(1)初動対応 .....	8	
(2)緊急物資輸送 .....	9	
(3)国際コンテナ貨物輸送(幹線貨物輸送) .....	10	
5. 事前対策 .....	11	
6. 教育・訓練 .....	12	
7. 見直し・改善 .....	12	

## 1. 基本方針

「大阪港の港湾事業継続計画」(以下、「大阪港BCP」と称する。)は、危機的事象<sup>※1</sup>の発生時における初動時の対応や緊急物資輸送、幹線貨物輸送(重要機能<sup>※2</sup>)への対応を迅速かつ的確に行うことにより、港湾施設の早期復旧と港湾機能等の中断・低下に伴う影響を最小限に抑えることを目的とする。

このため、大阪港BCPにおいては、多くの港湾関係者の役割や対応の手順、復旧の目標を明確化するとともに、その実効性を確保することを基本方針とし、次の事項に配慮し作成した。

- ①多くの港湾関係者が協働しつつ、迅速かつ的確に各々の役割を遂行できるよう、出来る限り明確に記述すること。
- ②計画の実効性を確保するため、「大阪港BCP協議会」の組織を設置し、訓練や計画の見直し・改善等、継続的な取り組み、活動が可能な体制を構築すること。
- ③こうした継続的な取り組み、活動を通じて、災害に対する備えの深化や港湾関係者間相互の信頼関係が醸成できること。

※1 危機的事象 : 港湾機能の中断・低下を引き起こすリスクの高い自然災害のこと。

※2 重要機能 : 当該港湾において、優先的に機能継続を図る必要がある港湾機能のこと。

### 【対象とする危機的事象】

本編では、危機的事象として、上町断層帯地震(直下型地震)を対象とする。

### 【幹線貨物輸送(重要機能)】

大阪港では、「国際コンテナ戦略港湾」として阪神港の国際競争力強化に取り組むことが重要課題となっているため、幹線貨物輸送(重要機能)は『国際コンテナ貨物輸送』とする。

### 【対象とする範囲】

本BCPは、海上輸送ルートの確保を目的としたものであり、海上から耐震岸壁・国際コンテナターミナルを経由し、大阪市地域防災計画に位置付けられている緊急交通路に至るまでの区間を対象とする。

### 【対象とする期間】

本BCPは、発災後、海上からの緊急物資輸送および幹線貨物輸送(国際コンテナ貨物輸送)を開始するまでの期間を対象とする。

## 2. 実施体制

大阪港BCPの作成のみならず、事前対策や教育・訓練、さらにはPDCAの手法による継続的な「見直し・改善」を行う恒久的組織として、官民の港湾関係者により「大阪港BCP協議会」（以下、「協議会」と称する）を設置し、継続的に運営していく。

協議会の構成を表2-1に示す。

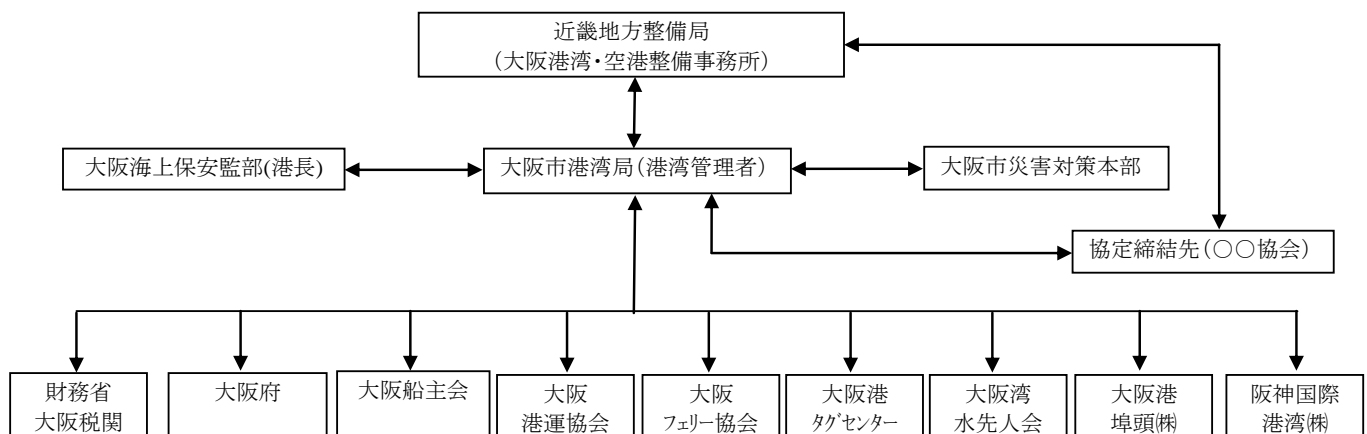
表2-1 協議会の構成

平成 年 月現在

組織名		組織名	
行政機関 (5機関)	国土交通省近畿地方整備局港湾空港部	関係団体・ 企業 (7機関)	大阪船主会
	大阪海上保安監部		大阪港運協会
	財務省大阪税関		大阪フェリー協会
	大阪府西大阪治水事務所		大阪港タグセンター事業協同組合
	大阪市危機管理室・建設局・港湾局		大阪湾水先区水先人会
大阪港埠頭株式会社			
			阪神国際港湾株式会社
事務局: 大阪市港湾局 計画整備部計画担当			

※オブザーバー: 国土交通省近畿運輸局、大阪府港湾局

### 大阪港 BCP 協議会の緊急連絡網



※電話番号、メールアドレス等の個別情報に関する内容等は、「参考資料(担当者限り)」としてへ別業とする。

図2-1 緊急連絡網

### 3. 被害想定と港湾機能の回復目標

#### (1) 被害想定

##### ① 想定する災害

本編の想定災害である上町断層帯地震(直下型地震)の規模や震度等を以下に示す。

なお、以下の内容は、大阪府自然災害総合防災対策検討委員会での検討資料(平成19年10月)に基づく。

表 3-1 想定被害

	上町断層帯地震 (直下型地震)
地震規模(マグニチュード)	7.5~7.8
震度(大阪港周辺)	5強~6強 (市域:5強~7)
液状化の可能性	中
※津波の発生は想定されていない。	

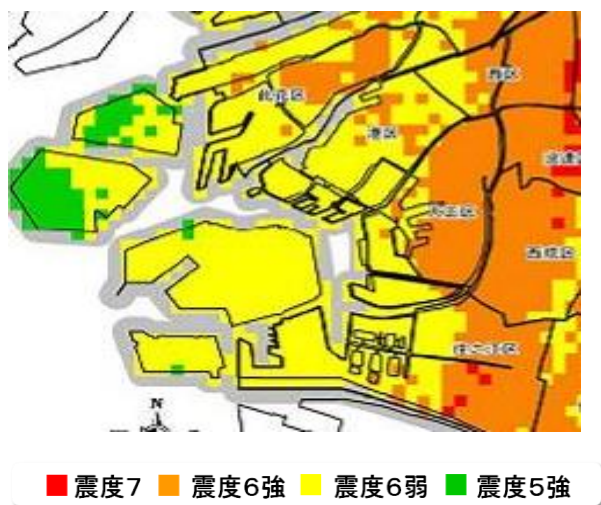


図 3-1 震度分布図

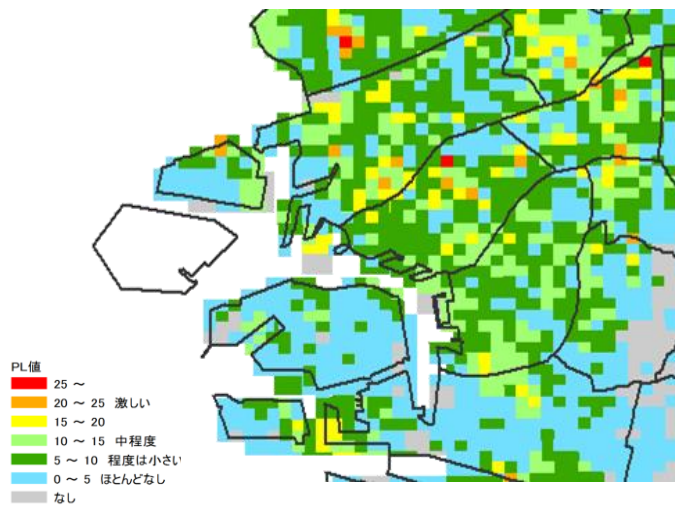


図 3-2 液状化分布図

##### ② 港湾施設等の想定被害

震度5強~6強の強い揺れや液状化等により、耐震強化岸壁以外の多くの岸壁や荷役機械、上屋などの建物倒壊、背後の臨港道路等の大規模な被害が想定される。

##### ③ 市域のライフライン等の想定被害

市域のライフライン等の想定被害を以下に示す。(大阪府自然災害総合防災対策検討委員会での検討資料(平成19年10月)に基づく。)

表 3-2 ライフライン等の想定被害

	被害想定
上水道	市域では、被災直後に約 84% (断水人口 約 219 万人) で断水が発生し、大阪府下では発災 41 日後には復旧が完了すると想定されている。 (※府下:被災直後、約 62% (約 545 万人) が断水。市域の復旧に関する記載等はなし)
電力	市域では、被災直後に約 64% (停電軒数 約 98 万軒) で停電が発生し、大阪府下では発災 約 1 週間後には復旧が完了すると想定されている。 (※府下:被災直後、約 45% (約 201 万軒) が停電。市域の復旧に関する記載等はなし)
ガス	市域では、被災直後に約 81% (供給停止戸数 約 120 万戸) でガス供給が停止し、大阪府下では発災約 2~3 ヶ月後には復旧が完了すると想定されている。 (※府下:被災直後、約 77% (約 293 万戸) が供給停止。市域の復旧に関する記載等はなし)
固定電話	市域では、被災直後に約 53 万回線で通話支障が発生し、大阪府下では発災約 5 日後に輻輳回復、約 2 週間後には復旧が完了すると想定されている。 (※府下:被災直後、約 91 万回線で通話支障。市域の復旧に関する記載等はなし)
携帯電話	大阪府下では、約 12 万人程度が影響し、市内の一部地域(中央・天王寺など上町断層付近の行政区)では、つながりにくい可能性あるが、短期間で復旧されると想定されている。 (※携帯電話事業各社のうち、1社に依頼して実施。府内検討対象基地局 約 700 箇所)
道路	大阪府下では、広域緊急交通路における橋脚被害が 4,042 本(約 25%) で被害が発生すると想定されている。(※市域の状況及び復旧に関する記載等はなし)

(2) 港湾機能の回復目標

1) 緊急物資輸送

海上からの緊急物資の供給を早期に開始するための回復目標を表 3-3 に示す。

復旧の優先順位は、岸壁及び輸送ルート等の被災状況を踏まえ、総合的に判断して決定し、最低限度の範囲で応急復旧する。

表 3-3 緊急物資輸送の回復目標

発災後、3 日間以内	・最低限度(少なくとも1バース以上)の範囲で耐震岸壁等の応急復旧を行い、輸送ルートを確保する。
発災後、3 日間以降	・耐震岸壁等の応急復旧・輸送ルートの拡充
耐震岸壁 (6バース)	①鶴浜岸壁(1 バース) ②南港 A1,A2,A3 岸壁(3 バース) ③安治川第 1 号岸壁(1 バース) ④北港岸壁(1 バース)

◆大阪港内における耐震岸壁等の位置図は図 3-3(6 頁)・図 3-4(7 頁)参照

2) 国際コンテナ貨物輸送(幹線貨物輸送)

国際コンテナ貨物輸送を早期に開始するための回復目標を表 3-4 に示す。

表 3-4 国際コンテナ貨物輸送の回復目標

発災後、7日間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際コンテナターミナル(耐震岸壁等)の応急復旧・輸送ルートの確保</li> </ul> <p>(ただし、耐震岸壁等の被災が甚大な場合は、被災が軽微な他の国際コンテナターミナル(一般岸壁等)の応急復旧を行い、輸送ルートを確保する。)</p>
発災後、7日間以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際コンテナターミナル(一般岸壁等)の応急復旧・輸送ルートの確保</li> </ul>
国際コンテナターミナル (耐震岸壁)	(1) 夢洲 C10,C11,C12 岸壁(3 バース)
国際コンテナターミナル (一般岸壁)	(2) 南港 C1,C2,C3,C4 岸壁(4 バース) (3) 南港 C8,C9 岸壁(2 バース) (4) 国際フェリー岸壁(2 バース) (5) 南港 C6,C7 岸壁(2 バース)

◆大阪港内における耐震岸壁等の位置図は図 3-3(6 頁)・図 3-4(7 頁)参照



資料5－1 大阪港内図 参照

資料5-2

大阪港内における啓開が必要な水域 参照

## 4. 災害対応計画

### (1) 初動対応

#### ① 各構成員の対応

大阪市内において、震度5弱以上の地震が発生した場合、協議会の構成員は、速やかに命を守る避難行動をとり、それぞれの組織において、職員等の安否確認、通信手段の確保、被害状況の確認を行う。

また、協議会の構成員は、職員等の安否や被害状況等について、緊急連絡網に従い、使用可能な通信手段を用いて、協議会事務局へ報告する。

#### ○避難

協議会構成員は、地震が発生したら、迅速に避難し身の安全を守る。

#### ○安否確認

協議会構成員は、各自の組織において、職員等の安否確認を行う。

#### ○通信手段の確保

協議会構成員は、各自の組織において、通信等設備の確保に努める。なお、外部との通信が途絶した場合は、近隣の設備を一時利用するなど必要な措置を講じる。

#### ○被害状況の確認

協議会構成員は、各自の施設やその周辺における被害の状況を、職員の安全確保に支障のない範囲で把握し、二次災害の防止に努める。

### (2) 緊急物資輸送

初動対応が概ね終了した後、迅速な緊急物資輸送に移行できるよう、緊急物資輸送の手順は、表4-1(9頁)を基本として協議会で調整し、構成員間で連携を図りながら実施する。

ただし、耐震岸壁及び一般岸壁の被災が甚大で早期の応急復旧が難しい場合、代替策として「堺泉北港」の利用にむけて、大阪府との調整を図る。

### (3) 国際コンテナ貨物輸送(幹線貨物輸送)

緊急物資輸送完了後、迅速な国際コンテナ貨物輸送に移行できるよう、国際コンテナ貨物輸送の手順は、表4-2(10頁)を基本として協議会で調整し、構成員間で連携を図りながら実施する。

ただし、耐震岸壁及び一般岸壁の被災が甚大で早期の応急復旧が難しい場合、「スーパー中樞港湾阪神港における大規模災害時の港湾施設の相互利用に関する協定(H18.5.25 締結)」に基づき、代替策として「神戸港」の利用にむけて、近畿地方整備局及び神戸市との調整を図る。

資料5-3

緊急物資輸送への対応計画 参照

資料5-4

国際コンテナ貨物輸送への対応計画 参照

## 5. 事前対策

災害時の対応を迅速かつ的確に行うための事前対策として、ボトルネック事象の解消とその影響の低減を図ることを念頭に、表5に示す項目に取り組む。

表5 大阪港の事前対策

区分	項目	対策	実施機関	
初動時の円滑化	通信手段の確保	・大阪港 BCP 協議会構成員の有線以外の通信手段確保、保有を推進する。	構成員	
	訓練等の実施	・情報伝達や応急復旧方針決定等の図上訓練等を実施する。		
	大阪港 BCP 協議会の構成員の BCP への反映	・大阪港 BCP を協議会構成員の BCP や防災計画等に反映する。		
	大阪港 BCP の改訂	・最新の知見や訓練結果等を踏まえ、大阪港 BCP を改訂する。		
	被災点検項目の設定	・港湾施設の復旧を考慮した被災点検項目及び内容を設定する。	近畿地方整備局・大阪市港湾局	
物資輸送の円滑化	共通事項	航路・泊地の啓開等に必要 な手続き	・迅速な航路・泊地の啓開等について、手続きに必要な書類等に関する関係者との事前協議を進める。	近畿地方整備局・大阪海上保安監部・大阪市港湾局
		燃料の確保	・応急復旧対応に必要な燃料確保について検討する。 (船舶・車両等)	構成員
		瓦礫や漂流物、コンテナ等の 仮置き場候補地の検討	・航路・泊地の啓開作業時に必要となる瓦礫や漂流物、コンテナ等の仮置き場候補地を検討する。	大阪市港湾局
		船舶の入出港手続きに関する 対応	・災害の発生に伴い、現在の EDI システムが停電等により使用不可 となった場合に備え、船舶の入出港手続きに関する対応のマニユ アル化等について検討する。	大阪市港湾局
		代替港湾の検討	・広域災害時の代替港湾との連携を推進する。	近畿地方整備局・大阪府港湾局・神戸市みなと総局・大阪市港湾局
緊急物資	大阪港における輸送体制の 強化	・大阪港における緊急輸送体制強化にむけた取り組みを進める。 (港運協会と連携した荷役体制の強化 など)	近畿運輸局・大阪市港湾局 大阪港運協会・大阪港タグセンター事業協同組合・大阪湾水先区水先人会	
	国際コンテナ	被災コンテナ処理対策の 検討	・大量に被災コンテナが発生した場合、処理するための手順を整理 するなど必要な対策について検討する。	大阪市港湾局・大阪港運協会・ 大阪港埠頭(株)・阪神国際港湾(株)
荷役機械の代替方策等の 検討		・ガントリークレーン等の荷役機械が故障した場合の代替方策等を 検討する。		
非常用電源の確保		・オペレーションシステム、リーファー、照明灯等のための非常用電 源を確保する。		
電気設備の復旧手法の検討		・仮設電源の導入等、早期に電気設備を復旧するための手法を検 討する。		

## 6. 教育・訓練

大規模災害発生後の緊急物資輸送及び幹線貨物輸送を円滑かつ確実に実施していくためには、関係者間の連携が必要不可欠である。

本計画の実効性の向上及び平常時から災害に対する意識向上を図るとともに、港湾BCPの検証・改善することを目的に、定期的(年1回程度)な訓練等を実施する。

なお、毎年の訓練等については、協議会の構成員間で内容の調整を図りながら実施する。

## 7. 見直し・改善

大阪港BCPの実効性を高めるために、定期的な訓練などを通じて課題の抽出を行い、協議会においてPDCAサイクルの手法による継続的な見直し・改善を実施していくものとする。